平成27年4月に「マクロ経済スライド」による調整が行われ、年金額が改定されました。



**統計コラム**

**第２回**

**『マクロ経済スライドって？ 年金給付の調整』**

平成16年の制度導入から初めての実施となりましたが、それは、一体どういうものでしょうか。



我が国の公的年金制度は、現役世代が納めた保険料がその時の受給者の給付に充てられる、いわゆる賦課（ふか）方式を基本とする仕組みを取っています。年金額は、賃金や物価の変動などを基準として改定することが法律で定められています。

これに関して、保険料を負担する現役世代の人口の減少や年金給付を受ける高齢者の平均余命の伸びによる給付と負担のバランスの悪化を避けるために、平成16年に給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」が導入されました。

年金額の改定に当たっては、公的年金の被保険者数、物価水準を示す消費者物価指数などの統計データが用いられています。

年金額の改定について、新規裁定者（年金を受給し始める者）の年金額は、賃金の伸び率、既裁定者（既に年金を受給している者）の年金額は物価の伸び率（消費者物価指数）をそれぞれ用いて年金額を改定しています。

これまで、法律により、特例として年金額の据置期間が設けられてきましたが、特例期間の終了に併せて、マクロ経済スライドによる年金額の改定が実施されました。



マクロ経済スライドによる調整は、賃金あるいは物価の伸び率に応じて、これらの伸び率からスライド調整率を引いたものを年金額の改定指標とすることで行われます。スライド調整率は、「公的年金制度の被保険者数の減少率」と「平均余命の伸び等を考慮した一定率（0.3％程度）」を合計したものです。スライド調整率は、被保険者数の実績により変化します。

その際は、賃金や物価の伸び率によって、以下のような調整が行われます。

**【賃金あるいは物価の伸び率が大きい場合】**

マクロ経済スライドによる調整が行われ、年金額の上昇については調整率の分だけ抑制されます。

Ex．）賃金あるいは物価の伸び率：2.0％、スライド調整率：0.9%

⇒年金改定率＝2.0％－0.9％＝**1.1％**





**【賃金あるいは物価の伸び率が小さい場合】**

賃金あるいは物価の伸び率が小さく、マクロ経済スライドによる調整を適用すると年金額がマイナスになってしまう場合は、年金額の改定は行われず、年金額は前年と同額になります。

Ex．）賃金あるいは物価の伸び率：0.5％、スライド調整率：0.9%

0.5％－0.9％＝ -0.4％　→マイナスとなる場合は年金額の改定を行わない

⇒年金改定率＝**0.0％**



**【賃金あるいは物価が下落した場合】**

　賃金あるいは物価が下落した場合、マクロ経済スライドによる調整は行われません。結果として、年金額はこれらの下落分のみ引き下げられます。

Ex．）賃金あるいは物価の伸び率：-0.5％、スライド調整率：0.9%

-0.5％－0.9％＝ **-**1.4％　→マクロ経済スライドによる調整は行わない

→賃金･物価の下落分のみ引き下げ

⇒年金改定率＝ **-0.5％**

引用：総務省統計局「なるほど統計学園高等部」、厚生労働省「いっしょに検証！公的年金」



**平均余命と平均寿命って何が違うの？**

平均余命とは、年齢別の死亡率が今のまま将来も変わらないと仮定して、それぞれの年齢の人が平均してあと何年生きるかを計算した数字のことです。

　また、平均寿命は、0歳における平均余命（その年の年齢別死亡率で死亡していくとした場合、0歳の者が生きることとなる平均年数）をいいます。



**統計ちょこっと豆知識**

